

川崎町議会定例会会議録

令和6年9月12日（第3号）

○出席議員（13名）

1番	大本治久君	2番	佐々木昭雄君
3番	下斗米麻子君	4番	今田勝春君
5番	佐藤清隆君	6番	遠藤雅信君
7番	佐藤昭光君	8番	高橋義則君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	眞幡善次君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	佐藤邦弘君	会計管理者 兼会計課長	佐藤健君
税務課長	佐藤文典君	農林課長	大宮陽一君
建設課長	阿部大樹君	上下水道課長	渡邊輝昭君
町民生活課長	菅原清志君	保健福祉課長	大宮竜也君
地域振興課長	大友聰君	病院事務長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	高山裕史君
生涯学習課長	村上透君	幼児教育課長	佐藤和彦君
農業委員会 事務局長	高橋和也君	代表監査委員	大松敏二君

○事務局職員出席者

事務局長 小原邦明君 書
記 佐藤由弥歌君
書 記 佐藤明尚君

○議事日程

令和6年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

令和6年9月12日（木曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 佐藤昭光君

8番 高橋義則君

を指名します。

本日の会議の書記として、小原邦明、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質間に移りますのでご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第5号、2番佐々木昭雄君。

【2番 佐々木昭雄君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、新入小学生にランドセル、中学生にスクールバッグの無償支給について質問願います。

○2番（佐々木昭雄君） おはようございます。2番佐々木昭雄です。議長に許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

新入小学生にランドセル、中学生にスクールバッグの無償支給について。

最近のニュースでは、米不足をはじめとした食料品の値上げや、様々な物価高によって、子育てに占める家計負担の割合は年々増加しております。ある大手銀行の調査では、年収200万円から400万円の家庭世帯では実に26.7%の、年収の4分の1以上が子育てにかかる経費となっており、少子化の原因、さらには人口減少の要因とも思われます。当町では、子育て支援は充実しておりますが、さらにもう一段進めることが必要と考えます。現在、新入学に伴い、ランドセルの平均購入価格はおおむね5万円から6万円、高いもので10万円以上という家庭負担も年々大きくなっています。そこで質問です。県内市町村に先駆けてランドセルを支給するというのは、非常にインパクトも高く、子育て世代の支援策には効果的な施策だと思います。調べてみると、宮城県内でランドセルを支給している自治体はございません。一部入学費用の助成という自治体は、当町も含めてありました。隣の山形県では2つの自治体、村山市、庄内町がランドセルを支給という実績があるようです。村山市の担当者に聞いてみたところ、3年前から導入した政策で、現在は、父兄からも非常に助かると評判、児童からも、軽い、使いやすいと好評、評価もいいようです。さらに、遠足にもランドセルをそのまま使えるという優れものということ。採用しているランドセルは若い世代に人気のある日本の登山用品メーカー、上代で1万4,850円とのことです。当町の令和7年度新入学生は44名とのこと。全員に支給して約65万円の予算です。さらにメーカーのホームページを確認しますと、中学生の入学予定者は47名で約72万円です。小中学校合

わせても約137万円の予算で実現できる政策だと思います。子供たちの笑顔とインパクトのある子育て支援のさらなる充実を図るため、ランドセル及びスクールバッグの支給提案をさせていただきますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） この件についてはいろいろ練っておりますが、教育長のほうから答えます。議長よろしくお願ひします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 2番佐々木昭雄議員のご質問にお答えいたします。

新入小学生にランドセル、中学生にスクールバッグを無償支給してはどうかとの質問であります、議員ご指摘のとおり、小学校への入学に際し購入されるランドセルは、一般社団法人日本鞄協会ランドセル工業会の調べによれば、平均購入額が5万8,524円であり、現在ではかなりの高級品となっているようであります。そのため、議員が紹介されましたように、山形県の村山市等、幾つかの自治体では、子供、子育て支援の一環として、新小学生を対象に軽量ランドセルなどの通学用かばんを無償で配付する取組も行われているようです。また、ご指摘のとおり当該事業が県内初の取組となれば、子育て支援が行き届いている自治体であることを多方面にアピールする機会になると思われます。

そこで、ここ数年で事業を開始した自治体の状況を伺ったところ、家庭が購入したランドセルと併用してもよいという扱いになっていることもあります、学校によっての使用割合にはばらつきが見られますが、総じてその使用割合は50%から60%であるとも聞いており、中には配付したものの全く使用されないケースも見受けられるといった課題もあるようです。

一方で、小学校に入学したばかりの体格が小さく体力もない子供たちには、できるだけ軽いランドセルを使ってもらって、少しでも負担をなくしてあげたほうがいいのではないかという町長の思いもあることから、議員の意見も踏まえ今後検討させていただきたいと考えております。

また、時期については、先進地の事例を見ますと、保護者等への周知や希望調査等をかなり前から行っているようでもありますので、そうした準備作業へのお時間をいただければと思います。

なお、中学校の入学の際に購入する通学用かばんの配付についてもご提言がありました、中学生については、ある程度体格、体力的にも成長しており、使用しているバッグについてもかなり軽量なものであるほか、価格は8,000円程度でありますので、こちらは保護者等の意向も伺い

ながら検討させていただければと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 再質問させていただきます。

山形県村山市の担当者の話では、3年前に導入したときは、少数意見ではありますが、反対という声もあったそうです。その理由は既に予約購入済であったと。1年前に予約購入していましたということと、ランドセル文化をなくしてしまうのかという声もあったそうです。おじいちゃんが孫に買ってやるのを楽しみにしているのにという意見もあったそうです。しかし今は、そのような声は全く聞かれないという、父兄からも非常にいいということが分かってきて、導入時期は多少反対意見もあったと思いますが、支給するランドセルを、ぜひ軽くていいものだという生徒さんの意向もございますので、このような政策は早ければ早いほどインパクトがあり話題になります。そして情報に敏感な若い人たちには必ず届くと思います。子育て世代の若い人たちがこの町に住みたいと思う1つのバロメーターにもなると思います。早急に導入に向けて準備委員会を立ち上げていただき、多数のご意見をいただいて進めていただきたいと思いますが、見解をご担当の方お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐々木議員の質問にお答えします。

この件につきましては、去年の6月に眞壁議長と阿部大樹課長から、こういったリュック型のランドセルを配付したらしいのではないかと意見を賜りました。そこでまた調べましたところ、今佐々木議員のおっしゃるように、もう既に予約しているというような話を聞きまして、やはりうまく周知をしてやっていかないと、今度ランドセルをしょってきた人と軽いやつをもってきた人の中でいろんなことになってしまうような例も聞きましたので、うまく周知して進めていかなければならぬと思っています。金額もとても大きなことなんですかけれども、私が気にかけているのは、ちょっと話があれなんですけれども、小学校のスポーツ大会に出場する子供たちの生まれた月を調べると、4月から6月に生まれた子供が半分近くを占める。1月から3月に生まれた子供は10%にもならない。この、小さいときの生まれ月というか、何か月というのはすごい大きな差があるんだ。これが生まれ月の差というものなんですかけれども、全国中学、高校総体の頃まで続くんだと。差がなくなるのは、全日本選手権ぐらいになるんだけれども、高校総体までは4月から6月に生まれた子供が断トツなんだと、それだけ体力の差がある、すると4月に生まれた子供はランドセルが背負えるけれども、3月頃の人は本当に負担なんだというようなことがありますので、軽いランドセルを、ランドセルというかザックみたいなやつをとにかく勧めていきた

いと思いますが、やはり予約したりしている関係があるので、うまく周知して併用はしていきますが、体力のない子供になるべく軽いものを行き渡るように、予算よりも体力的な面を考慮して、早く皆さんに周知して行き渡るように教育長もそのような考えでありますので、もう少し時間をください。

○議長（眞壁範幸君） 次に、森林環境税導入に伴う今後の林業政策について質問願います。

○2番（佐々木昭雄君） 続きまして、森林環境税導入に伴う今後の林業政策についてご質問させていただきます。

昨日、佐藤清隆議員の追跡質問もあり、当町にはスペシャリストを配置してとの答弁も聞き、今後に期待するところでもございますが、少し角度を変えて質問させていただきます。

今年、令和6年度から森林環境税が導入されました。全国の納税対象者1人当たり1,000円が当町では町県民税と合わせて引き落としされる国の税金です。担当課に確認したところ、当町に関しては約4,000人が納税の対象者で、約400万円程度国に納め、森林環境譲与税として森林の広域的機能の発揮を目的に3,300万円が林業整備のために予算として国から交付される予定です。

宮城県内の森林面積は、農業センサス2020によりますと約40万ヘクタールに対し当町は2万ヘクタール。県内の森林面積の5%、面積的には9位でございます。しかも町の70%以上が森林という割合で、林業の町といっても過言ではございません。少し話は飛びますが、国連に日本が約束した2030年までの地球温暖化対策の温室効果ガス吸収源対策、施策、吸収量の目標3,700万トンCO₂のうち森林吸収源対策が2,780万トンCO₂と、実に全体の37%のCO₂を森林の整備によって吸収させるというのが国の目標です。太陽光発電や風力発電など自然エネルギー関連で全てのCO₂削減を合わせても、国連に約束した目標の削減効果は実に27%、これが限界です。林業は今後さらに注目され、国民、社会の期待はさらに大きくなることが予想されます。当町では木材の需要や太陽光発電設備の設置に伴い、広大な面積の全伐が見受けられますが、その後植林のされないケースもあるようです。そこで質問です。関西の方面では、山に林道を造り自伐型林業を積極的に導入し、成長した木材だけを必要な分だけ伐採する方法で、若者の林業従事者も多く見受けられるようです。また、そのような山は観光客も呼び込めるような山に生まれ変わることもいうことも聞きます。当町でも林業の活性化を目指すとともに、積極的に自伐型林業にも目を向け、若者が山を整備することで生活できる環境整備、山を観光資源として活用を模索することも必要かと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 森林環境税導入に伴う今後の林業政策について、2番佐々木昭雄議員の

質問にお答えします。

自伐型林業にも目を向け、若者が山を整備することで生活できる環境整備、山を観光資源としての活用を模索することも必要と思うが町長の見解はの質問であります、自伐型林業は、森林所有者の許可をいただいて個人または少人数のグループで伐採や搬出を行い、山に負担をかけない持続可能な林業経営であり、全国的に広がっている経営方法であります。川崎町においては、これまで推進されてきた所有と施業を分離した森林組合などによる施業委託型林業を中心に間伐などにより森林を大規模に管理してまいりましたが、自伐型林業についても、森林の適切管理を推進するため必要なものと認識しております。今後、森林関係業者や所有者、地域の関係者皆様の意見を伺いながら、効果的に取組を検討してまいります。また、山を観光資源として活用することについても、同様に関係者皆様の意見を伺いながら併せて検討してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 再質問させていただきます。

森林環境譲与税は、令和元年より行われていますが、昨年度までどのような用途で使われていたのか。また財源の基金はどのように積み立てられているのか、また、林道整備に伴う補助金が当町もあるようです。担当課に確認したところ、1メーター800円ということでした。他市町村では2,000円という町もあるようです。そのようなことで引き上げる余地は十分あると思いますが、お考えをお聞きさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） それでは、佐々木昭雄議員のご質問にお答えします。

1点目の質問で、令和元年から昨年令和5年までの譲与税を充当した事業がどんなものがあるかということのご質問に承りました。まず、令和元年から令和5年の事業をどんなものをしてきたかということですが、金額で多いところから申し上げますと、森林經營管理制度というものが町のほうで整備する事業といたしまして意向調査をしまして、町に委託する、自分で管理する、そのほか森林組合に委託するといった意向調査をして、町に委託するという場合は町が間伐等で整備するという事業でございますが、意向調査に関する費用といたしまして1,640万円ほどを使っておりまして、今まで譲与税を充当した金額は3,470万円ほど、令和元年から令和5年まで3,470万円ほど森林環境税を充当いたしまして、そのうち、今言った意向調査部分については1,640万円ほど使っておりまして、パーセントで申し上げますと47%ほどはそちらのほうに使っております。もう1つ多いところが林道の草刈り、あとは林道の維持管理といたしまして1,470万円ほどを使用しております、こちらのパーセントで申し上げますと42%を使用しているところ

ろでございます。2つ合わせて大体90%ほどで主な内容になってございます。

あと、2点目のご質問で森林環境税、令和5年度で基金がどのくらいあるかということで承りました。令和5年度決算でございますが、積立基金でございます。5,838万8,850円というのが基金として積んでございます。

あと、最後の3点目のご質問でございます。林道の作業道の整備について、今町でも補助金を交付しているところがあるんではないかというご質問で捉えております。こちら、県、国、町の補助としまして、国が800円、県、町が100円、100円で合計メーター当たり1,000円の補助をやっているものがございまして、こちらは森林・山村多面的機能発揮対策交付金というものがございます。こちらについては町内2つの法人が今現在昨年から3年計画で交付金を交付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） ご回答ありがとうございます。私の質問の800円が1,000円だったということはちょっと調査不足で謝らせていただきます。よく理解できました。ありがとうございます。

そういう基準を満たして、私もこれだけでは若い人たちが定住して、そして年収300万円とか400万円とかあとはまた500万円とかの収入を得て仕事をして子育てをするというのは、今のお話だけだとちょっと難しいのかなと考えております。やっぱりいろんな制度も利用しながら、道路環境の整備、販売先の支援、さらには何か別の仕事なんかも複合的に組み合わせて生活を支えていただく、そんな若い方々がチャレンジできるようなスキームをぜひもつくる必要があるのでないかと実は考えております。森林環境譲与税を有効的に活用して、先進地視察を含め継続的な支援が必要と考えます。また、当町には森林セラピストという資格を目指す方もいるようです。森林セラピストということで私もちよっと初めて聞いたんですが、森林浴効果ということで、山の林道を散策し心身の健康や疾病予防などに効果のあるような対策をすると。今デジタル社会で非常に心が悩む方が多いと聞いております。そんな社会に我々当町は大都市仙台から近いという立地を生かして、例えば近い支倉の森林辺りとか、例えば青根温泉の山とそして温泉と、そういうところをうまく林道等々を整備して観光資源として生かす、そういう総合的な政策も今後考えていかなくてはいけないのかなと考えておりますが、見解をお聞きできればと思います。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 昨日の佐藤清隆議員の追跡質問でもございましたが、山が荒れ果ててしまって、それが有害鳥獣の繁殖にもつながっているということで、本当に山をどのように守っていくか、管理していくか課題でございます。そういった意味も含めて地域おこし協力隊、森林組合に何年か前からお願いして関わってもらっております。改めてやはり林業関係の方々を受け入れる、育てる政策を進めていかなければなりませんので、ほかの町に負けないような、やっぱり政策を使ってそういった人たちを呼び込むようなことをしていかなければなりませんので、しっかりと検討していかなければならぬと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで佐々木昭雄君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、9番的場 要君。

【9番 的場 要君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、川崎町公共施設等管理計画について質問願います。

○9番（的場 要君） 9番的場 要でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問いたします。

初めに、川崎町公共施設等管理計画について質問いたします。

当町で維持管理している施設は、建設から40年から50年が経過したものが目につくようになってきました。公共施設等管理計画では、今後の方針について修繕による維持管理を進めていく方針となっていますが、具体的な計画については明示されておりません。人口減少も進み厳しい財政状況の中、今ある施設をそのまま残していくのか、また、行政区単位ではなく複数の区で共用できる施設にしていくなど、今後の方針について発信していく必要があると考えます。2050年に向けて詳細な計画ではなく、優先順位等を考慮し町民の皆さんのが分かりやすい内容を広報などでお知らせしていく時期が来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 川崎町公共施設管理計画について、9番的場 要議員の質問に回答します。

川崎町公共施設管理計画では、現状や将来の人口予測、各年に必要となる経費の平均や将来負担コスト想定について言及しているほか、計画各施設に対する個別施設計画や施設カルテを作成しております。施設カルテでは小学校をはじめ役場庁舎や集会施設といった各施設の建築年や当

時の建築費、利用状況、運営費、近年の施設改修などをまとめており、既存の施設の大半は地域住民の利便性を考慮した上で必要箇所の修繕を図りながら長寿命化に取り組んでいくこととしております。

また、公共施設管理計画では、施設総量の最適化、施設の長寿命化、維持管理費の縮減を基本としており、将来的な施設の複合化や集約化も視野に入れたものとなっております。そのため、役場庁舎や集会施設といった公共建築物の具体的な更新に当たっては、その時々の建物の状況、財政状況などを踏まえながら、住民サービス基準維持の観点から住民や議会などへの十分な情報提供と調整及び合意形成を図れるよう個別に検討していく必要があると考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） この計画は、今答弁にありましたように様々な観点から、とにかく修繕を中心に維持管理をしていく、今ある施設を守っていくという内容であります。総務省の通達によりまして、全国自治体全てこれが計画を持っているわけでございますが、川崎町の計画は、平成28年から平成67年、2016年から2050年にかけての計画でございます。この計画をした当初、過去5年間を振り返って、維持管理、修繕費は年額平均1億2,600万円だったということです。しかし、2055年にかけて平均を積算したところ、年間7億1,000万円がかかる、つまりはある施設をそのまま維持管理していく、更新をしていくことによって年額5億8,400万円が足りないという状況になってしまうということです。今回、この質問に至っては、町長が町の広報の8月号で2050年川崎町はなくなりませんという記事を書かれました。やっぱり消滅可能都市の発表があってから心配する声も多数伺っております。その中で、なくなりませんという発信は大変心強いのですが、文章を読んでもなくならない根拠にはあまりなっていないなどいうところが正直なところでした。であれば、2050年までしっかりした計画を町は持っています、詳細なものじゃなくても、まずは学校を建て替える。そして次にはこういうものを建て替える。そしてまたこういうふうに縮小していく。身の丈に合った財政運営そのままの計画を、大枠で結構ですから、広報で町民の皆様にお知らせすることで、ああ、川崎町は2050年までしっかり計画を立てているな、これがなくならない根拠につながると思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員の質問にお答えします。

まず、川崎町は2050年消滅しませんということを、広報にうたわせていただきました。あまりに新聞やテレビの報道がインパクトがあり過ぎたために、川崎町はもうなくなってしまうんだということを町民の皆さんや県内の皆さんに印象を与えてしまったと思います。ある意味風評被害

だなと私は思っております。2050年になっても半分以上の人たちが残る予測になっておりますので、もちろん、丸森や七ヶ宿や女川もそうでございますから、大体の町が減っていくわけですから、まずそういった人口減少、どこの市町村もそうなっていくんだよ、だからしっかりまちづくりを進めていかなくちゃ駄目なんですよということを、まず、皆さんにお伝えしなければならないという意味でああいった書き方をさせていただきました。改めて、これから人口減少が進んでいく中で、財政規模もどのようにしていくのか、国自体が難しくなっていますから、そういう中でやはりどのような形になっていくのか、皆さんと共に検討していかなければなりませんし、案を練っていかなければならぬと思います。改めて、我々が思って進めていけるとしても、特に縮小とか統合ということにつきましては、例えば第二小学校、富岡中学校の説明会などもそうなんですけれども、やはりいざ最前線に行きますと、なかなか合意を、同意をいただくのは難しいなと思っております。そういう中でどこまで将来像を示せるか難しいところではありますが、そういうものを示すべきだと私も思っております。

○議長（眞壁範幸君）　的場　要君。

○9番（的場　要君）　最近の修繕、役場の例えは屋上とか、あとは福祉センターの設備関係とか、当初の予測より実際に開けてみたら範囲が広がっていた。こういうことは築年数のたった建物にはよくあることで、いわゆる設備関係であれば、本体を修繕した場合、配管がもう既に弱い状態で、本体の力で回したときにどうしても破れてしまう。本体が弱くなっているからぎりぎりもっていた。例えば屋上もそうです。防水も一部雨漏り、ここを直せば雨漏りするだろう、実際に開けてみたら実は広範囲に広がっていた、見えないところまで広がっている、やはり築年数がある程度過ぎると、こういう状況というのは免れないなというふうなのが印象です。ですので、計画どおり実際は予測したよりもお金がどんどんかかっていきますよというのが正直なところだと思います。この件に関しまして、役場の職員の方と意見交換をさせてもらいました。やはり早い段階で、詳細なものではなくても、スケジュールをやっぱりお知らせする必要があるんじやないですかと言ったときに、なかなかお金、財政的に難しいところはありますというご意見がありました。私もそのとおりだと思います。しかし、お金がないからこそ僕は計画が必要なんだろうというふうに思います。お金があれば行き当たりばったり、その都度その都度解決できますが、お金がないからこそ計画的に進めなくてはならないと思います。学校関係、統合がなかなか難しいというご意見も伺っております。だからこそ、早い段階で町民の皆様にお知らせをしていく。そして時間をかけてご理解をいただく、これが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

○町長（小山修作君） 改めて、方向を示して理解をもらうことの難しさを今回の統合の件で感じております。15年前、本砂金、川内、支倉、青根の学校を閉じるときに、私議員として4か所全部回りました。そのとき、地域の方々は、俺たちが寄附して、先祖、おやじやじいさんが寄附して建てた学校を町が閉めるとは何事だと、かなり地域の方々から叱りを賜りました。しかし、PTAの方々は、いや、このぐらい減ってくるとやはりしようがない、支倉の父兄の方では早く統合してくれという意見もありました。あれから15年、今回回ってみて、地区の方々はやむなしかなと思うけれども、PTAの方々のご理解を賜るのは難しいなと感じております。議会や区長会などではそんなに異論はないんですが、やはりいざ現場に来ますと、いろんなご意見を賜ることになります。もちろん、いろんなものを示してご理解を賜るのは大切なことなんですが、改めてそのことが難しいということを今感じております。小学校の建て替えについても、私は森林環境譲与税を使って現在の川崎小学校のところに平屋の木造の学校を建てたいと思っております。メンテナンスの面で根白石の小学校などは昭和5年に建てた木造校舎が今も使われ、これからも使われている。しかし、やはり検討委員会の多くの意見は下に下ろして小学校、中学校、子供は一緒にしたらしいんではないか。スタートからまず考えが違うわけです。私はやっぱり今あるものを生かしつつ、ほかのものもしていかなければ駄目なんだから、お金をなるべく節約して、今ある施設を生かしていこうと思うんですけども、やはり子育て世代の方々は違った考えを持っているわけでありますから、改めてしっかりと意見交換、議論、計画を立てて示していくかなければならないと思っています。いずれにしても、的場議員がおっしゃるとおりですから、そういうことを議会の皆さんと詰めていきながら、そういった姿を示していきたいと思います。何度も申し上げてあれですが、この議場で我々が意見交換することと、最前線で町民の皆さんと意見交換するのはまた違うところがございますので、そういった違った面もあるということをお含みおき願うところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 次に、夏休み中のラジオ体操について質問願います。

○9番（的場 要君） 続きまして、夏休み中のラジオ体操についてご質問いたします。

各小学校での夏休み中のラジオ体操については、育成会が中心となり活動を行っております。しかし近年、育成会未加入者が増加傾向にあり、児童がラジオ体操に参加しづらい環境にあるようです。学校からラジオ体操カードが配付されても、判子を押してもらう機会がないという状況を改善していかなくてはならないと考えます。現在活動している育成会事業に参加できるようにするのか、または、誰でも参加できるラジオ体操教室のような事業を新たに設置する方法がいいかの現状を把握し、調査検討を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 9番的場 要議員の質問にお答えいたします。

夏休み中のラジオ体操の在り方についての質問であります、子供たちを対象として全国各地で夏休み中に実施されているラジオ体操は、子ども会などを中心に地域の身近な場所で行われ、早寝早起き朝御飯といった生活リズムの維持と健康な体づくりに非常に役立つものと考えています。そこでこれらの取組について川崎小学校に現状を確認してみると、コロナ禍の時期にそれまで実施してきた子ども会の様々な行事が見直され、活動の縮小や任意加入への変更などもあり、子ども会への加入状況や現在の活動にも影響が及んでいるようです。ちなみに川崎小学区の子ども会育成会加入率は全児童の30%弱、今年の夏休み期間中にラジオ体操を実施したのは6つの育成会の中で1つの育成会となっています。これまで、夏休み中のラジオ体操を含め、子ども会における活動の実態を調査したことはありませんので、関係機関とも連携しながら年度内に活動実態調査や子ども会育成会のお世話をなされている方々の会運営に関する考え方などを伺ってまいります。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） この話は、夏休み中に、今度新たに川崎町にできた陸上クラブの練習、小中学校を対象にした陸上クラブの練習にコーチとして参加をしていたときに、そこに参加をしているお子さんのご父兄から話がありました。ラジオ体操をしたいんだけれどもする場所がない。ラジオ体操を開催するという話がないということでありました。僕らの時代には育成会に加入するのは当たり前であったし、現状、育成会の中でラジオ体操をやっているというお話を聞いておったんですが、教育長の答弁にありますとおり、実は開催しているところはもう1か所しかないというところがありました。開催している育成会の方から僕は話を聞いたんだろうというふうに思いますが、であれば、考えていた以上にラジオ体操をする機会がないということでございます。今後、今の育成会の活動を考えれば、今後育成会の中でさらにこの活動を広げていくのもなかなか難しいなというふうに思いました。1つは、誰でも参加できるようなラジオ体操を僕はやったほうがいいかなというふうに思ったんですが、教育委員会の皆さんと意見交換をしたときには、まず現状を把握しながら検討していくましょうということでした。もう今年はラジオ体操はありませんので、1年をかけてどういう状況なのか、そしてどういう方法であればお子さんも参加できる、そして保護者の方もそれであれば参加したいというふうになるのか、まずはアンケートをしっかりととっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、やはり実態をきっちり把握して、課題とあるいは子供、あるいは子ども会をお世話する方々の狙いは何なのか、あるいは地域住民の願いはどういったものなのかということを含めて実態を調査しながら次に向けて動いてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） この話を一番最初に聞いたときに、僕がすぐ思ったのは、納税組合の構造と似ているなど。昔は入って当然だったんですが、やっぱり若い世代、そして移住をされてきた方はなかなか組合には入っていただけなくて縮小傾向にある。もしかしたら育成会のほうも同じようになかなか加入者がいなくて、活動自体ままならない状況、それに加えコロナ禍というところで大変な状況にあるんだなというふうに感じました。そこで、育成会に入っていない人たちが活動できない、そして子供たちがラジオ体操に行きたくても行けないという状況はやはり改善しなくちゃいけないなというふうに感じました。誰でも参加できるラジオ体操。育成会のほうでも週に1回か2回の開催だったというふうに伺っております。であれば、町長、役場の駐車場の前で、週に一、二度ラジオ体操。これも小学校向けじゃなくて、もう誰でも参加できますよ、ラジオ体操は5分、10分で終わります。その後にじゃあ地域をみんなで回ってごみ拾い、清掃活動なんかも含めながら、川崎町の町なかを散策してもらうというような方法もどうだろうなというふうに思っておりました。もちろんやるとなれば、すぐ近くの町長、早起きですから一緒に混ざってもらって、今日は町長のラジオ体操の日ですというふうな形でも十分可能かなと思います。小学生だけを対象にするのではなくて、地域の皆さんどうか参加してくださいというところで、様々な交流もできると思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 正直、私に振られるとは思いませんでした。本当に、例えば青根温泉感謝祭何でやめたんですか、何でスキー場やめたんですか、皆さんから言われます。職員の人たちの働き方改革なんかもあるんです。いろんなある程度のものを抑えていかなければならぬと思っています、ですから特に9月議会、決算議会は、1年を振り返ってこういったことはやめてください、こういったことはもういいんじゃないですかということを議会の皆さん出してください、私は毎年申し上げています。増やしていくことも大切なんですけれども、やっぱり減らしていくことはもっと大切なことで、いいことだからといってすぐやっちゃうとどんどんメニューが増えていく。その板挟みなんだと思うんですよね。やはり、やることよりもやめることを見つけていく。これが大切で難しいんだと思うんです。いいことなんです。私も役場でとは思うんですけども、

やはりいろんなアンケートを取ったり、いろんなもの、やはり今回の決算議会、一つ一つ各課から報告がありますから、これについては削ってもいいのではないかというようなことも議会の皆さんから出してほしいというのが私の正直な意見です。何かに集中するためにも何かをやめなくてはならないので、本当にラジオ体操はすばらしいです。私も今日6時25分からNHKの第二放送でやりました。やっぱり10分間やると全然違うので、体操のすばらしさも分かっているところですが、さあやりましょうとは、すぱっとは言えないところです。

○議長（眞壁範幸君） これで的場 要君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、8番高橋義則君。

【8番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、訪問介護の現状について質問願います。

○8番（高橋義則君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

8番日本共産党高橋義則です。よろしくお願ひいたします。

今回は2問の質問があります。

1問目は、訪問介護の現状について質問いたします。

訪問介護及び介護は年齢を増すごとに利用割合が増えていくことが現状です。ここに出されている第9期介護保険事業計画の年齢区分別人口の推移の中では、65歳以上の高齢者人口は、平成30年3,105人、令和4年の3,259人へと約4.9%の増加となっています。当町の高齢化率は令和4年度が39.2%となり、全国平均より10ポイント以上高い。そこで訪問介護の制度について次の点についてお伺いいたします。

1点目、この制度は何人利用しているのか。当町では何事業者が取り組んでいるのか。

2点目今後ますます介護人口が増えると思いますが、要介護にならないためにも介護予防対策を考えているのか。

以上の2点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 訪問介護の現状について、8番高橋義則議員の質問にお答えします。

1点目、この制度を何人利用していますか、川崎町では何事業者が取り組んでいますかとの質問であります。令和6年6月の実績では実際にこの制度を使っている方々は33人です。町内では社会福祉協議会のみが訪問介護サービスを行っております。

次に、2点目の、要介護にならないようにどのような介護予防対策を考えていますかとの質問であります。川崎町では住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関や介護事業所との情報共有と、住まい、生活支援、介護予防が連携した地域包括ケアシステムを構築しており、地域包括支援センターがその中心的な役割を担っております。

川崎町が行っている介護予防の取組は大きく2つあります。1つ目は、要支援1、2と認定された人たちを対象にした、介護予防、生活支援サービス事業で、通所型のやすらぎデイサービス事業や、訪問型のふれあいネットワークサービス事業を実施しています。

2つ目は、おおむね65歳以上の高齢者を対象にした、一般介護予防事業で、通所型の元気まんてん介護予防教室や、サポーター育成のための元気いきいきセミナー、健康増進のためのノルディックウォーキング教室や、パドル体操教室、各地区サロンやヨガ教室などの地域型自主活動グループへの支援などを実施しています。

これからもこれらの取組を継続的に実施しつつ、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを基本理念に、元気な高齢者をさらに増やせるよう、啓発活動に加え様々な施策に取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○8番（高橋義則君） 先日、介護事業をやっている社協のほうに行きました、いろいろ話を聞きました。川崎町の人は基本的に介護とかをなるべくやらないように自分で元気を出しながら生活している人が多いんだと。あまり人に頼らず自分で、自力で頑張ろうという方が多いそうです。それは私も感じているところはあるんですけども、実際に事業、訪問介護やら介護を受けようとしたとき、手順とかどういう手順でやるかということが、なかなか介護を受けられる方々も理解していかなかったり、情報はあってもなかなか理解できなかったりして、なかなかそのことができないんですけども、基本的に訪問介護やら介護も含めてなんですかでも、やる場合にどういう、相手にというか介護を受ける方にどのような形で情報を提供しているものかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 8番高橋義則議員の質問にお答えします。

介護を受けたい方が、どのような手順で手続すればいいのか分からぬという質問でございま

すが、町では相談窓口や申請方法を周知するために、町のホームページに介護保険の相談窓口、それから介護サービスを受けるにはということで記事を掲載しております。また、介護の手引という冊子があるんですが、そちらを窓口に備付けもしております。さらに、65歳に到達する方に介護の保険証を送付する際にですが、相談先が書いてあるお知らせの文書を同封して郵送もしております。また、地域の高齢者を見守っていただいております民生委員の方ですとか、または家族の方々から相談先であります町の地域包括支援センターのほうに相談をいただいているところです。

以上です。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　川崎町は、先ほどの同僚の議員からも質問があったように、子供支援はかなり充実して、子育てにはかなり川崎町はいい市町村のうちの一番かなと勝手な思いをしているんですけども、高齢者に対しても、やっぱり子供と高齢者の今後の介護やら今言ったように訪問介護を受ける場合の充実はしていると思うんですけども、もっとそういう方に分かりやすく、特に先ほど冒頭に述べたように川崎町の人ってなかなか控え目な人が多いんですよね。どうしても受けたいんだけども、何か遠慮して言えない。そういう人に積極的にアピールをしながら、安心して川崎町で暮らしていただけるような政策やら考えを持っていると思うんですけども、今後、いろいろ今までの介護の事情よりももっと充実した政策やらを何か考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君）　ただいまの質問にお答えいたします。

老後も安心して暮らせるよう、さらなる介護の充実を図っていくべきではないかとのご質問でしたが、先ほど、2点目の質問の中で町長が申し上げましたとおり、繰り返しにはなりますが、やはり住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるように、今現在行っています介護予防事業、そちらを重点的な取組として今後も続けてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　よく、町長の話で、川崎町のホームページを見てくださいというようなお話を聞いたりするんですけども、我々と同じぐらいの年代以上の方というのは、そういうホームページを見て、その中にかなり充実したものが書いてあるんですけども、なかなかそこを見てくれないということが私はあると思うんです。それで、高齢者大学、いろいろそういう高齢

者の方が集まる機会があると思うんですけども、その中で、介護、訪問介護などのお話を聞いていただきながら、多少頭の隅にいただいて、自分がそういうふうに介護を受けなくてはならないというとき、そういえばそういう話があったよね、それではいろいろな関係機関にお話を聞いてみようかと。やっぱり、実際に介護状態にならないとなかなか関心を持たないのが現状だと思うんですが、そういう介護状態になる前に知識としてお話をされることが私はいいと思うんですが、そのようなことは現在行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの介護保険制度全般に関する相談窓口ですか、どういった手順で手続を進めるのか、ホームページのほうには記載しているという説明をさせていただいたんですが、やはり、そういったホームページを見て情報を得る方というのはあまりいないと思いますということで、そういった方々に対して、高齢者大学とか、高齢者の方が集まる機会を利用してお話をすべきではというような質問と捉えました。その件に関してですが、先ほどもお話ししましたように、現在各地区の民生委員さんですか、町の地域包括支援センターの職員が目配りをし、適切なサービスについての情報の発信や提案を行っているところです。また、各地区のサロン活動というものもありまして、活動の中心となっていただいているサロンのサポーターの方々にも今言ったような介護保険制度等の話題提供をお願いしながら、広く周知をしているところもございます。また、ケースによっては相談窓口への誘導等も行っております。今後も、今お話ししました民生委員等、関係機関等連携をしながら定期的な高齢者訪問等の機会を利用するなど、介護予防事業、そして高齢者サービスの案内、そして問合せ先等について丁寧にお知らせをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 次に、保険証とマイナンバーカードの一体化について質問願います。

○8番（高橋義則君） 2問目の質問は、保険証とマイナンバーカードの一本化について質問いたします。

令和6年12月2日より、保険証を廃止しマイナ保険証が発行される。また、マイナ保険証を持たない被保険者に資格確認書が発行されることが発表されました。その内容について次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目、マイナ保険証を持たない方が診察する場合は、現在の保険証は使い続けることができるのか。

2点目、保険証が切れる前に保険証と同じ機能を持つ資格確認書が申請なしで交付されますが、いつまで申請なしで交付されるのか。

3点目、マイナ保険証で診察される場合、本人確認をした上での受付となることと言われています。顔認証または暗証番号を入れたりする本人確認なんですが、年齢とともに顔が痩せたり太ったりした場合、なかなか認証されなかつたり、また、暗証番号を忘れたり暗証番号を入力できないことがあると思われます。その場合、本人確認をされない場合は全額医療費を支払わなくてはいけないのか。

4点目、医療費支払い時、保険証とマイナ保険証で支払いに差があると聞いているが、幾らの差があるか。

以上の4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 1点目、マイナ保険証を持たない方が診察する場合、現在の保険証は使い続けることができるのかとの質問ですが、発行済の被保険者証に記載されている有効期限まで使用可能です。例えば、川崎町国民健康保険及び宮城県後期高齢者医療保険は令和7年7月31日までとなっています。

次に2点目の、資格確認書はいつまで申請なしで交付されるのかとの質問ですが、国においては資格確認書の有効期限について、5年以内で保険者が設定することとされております。これは窓口負担割合が変わらない社会保険などを想定しているもので、例えば、毎年所得判定をしなくてはならない国民健康保険や、後期高齢者医療保険の場合、資格確認書の有効期限は1年間で交付することとなります。5年を経過した後の資格確認書の取扱いなどについては、現時点では国からの明確な指示などは来ていない状況ですので、その点ご理解いただければと思います。

3点目の、マイナ保険証で診察する際、顔認証による本人確認ができなかつたり、暗証番号を忘れてしまった場合医療費は全額支払いになるのかとの質問ですが、厚生労働省からの通知によりますと、何らかの原因でマイナ保険証によるオンライン資格確認ができなくても、医療機関は原則自己負担分の支払いを求めるなど、基本的な考え方が整理されております。例えば、顔認証などがうまくいかない場合には、医療機関や薬局職員の目視による本人確認を行うことも可能であります。また、暗証番号を忘れてしまった場合は、町民生活課窓口で再設定の手続をすることでその日から利用できます。

最後に4点目の、保険証とマイナ保険証では医療費支払いのとき幾ら差があるのかとの質問でありますが、例えば、自己負担3割の方がマイナ保険証を利用して受診すると初診料で3円かかる

ります。一方、従来の保険証では9円かかるため、マイナ保険証の方が6円安くなります。同様に調剤管理料も従来の保険証よりマイナ保険証のほうが6円安になります。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　今回の保険証廃止によって、資格確認書が交付されるわけですけれども、今までのような保険証と資格確認書という名前が変わっただけというのは、これは国の制度だから直接聞いても馴染むのかもしれませんけれども、何で資格確認書という形になったのか、もしかかる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君）　8番高橋義則議員の質問にお答えいたします。

保険証と何ら機能が変わらないのに、資格確認書としたのはどのような理由なのかという質問であります。先ほど議員の話にもありました、法改正を含めまして、制度設計を国が行っていますので、どういう理由からかとの質問には、申し訳ないのですが明確にお答えすることはできません。しかしながら、もともと現行の保険証が12月2日以降原則発行されなくなることで、マイナ保険証を持っていない方でも当然保険料を支払っていただいてますから、保険診療を受ける権利がありますので、そのために、機能は全くほぼ変わらないけれども、現行保険証に代わるものとして資格確認書が交付されるようになったというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　先ほどの回答の中でも、資格確認書は申請なしで5年間申請していただくという話でしたけれども、その後は国の政策的にどういうふうにするかは分からぬというような回答がありました。現実的に5年後、つまり6年目に資格確認書を申請して確認書をもらうというようなことになった場合、特にマイナンバーカードを持っていない方というのは高齢者が多いと思うんです。マイナンバーカードを手続するのが面倒くさいとか、なかなか何の意味もないんじゃないとか、あといろんなマイナンバーを持つことによっていろんな情報が漏れるんじゃないかという不安の中から、マイナンバーカードを取得しない、そして保険証とつながない方が多いと思うんです。それで、5年間というと65歳でつながなくて資格確認書をもらえば、5年後の70歳になったとき申請して資格確認書をもらうような手續になった場合、どうしても高齢の方がおっくうになり、申請しなかったりする場合が多いと思うんですが、私は、川崎町ではそういう事態が起きないように、今までと同じような資格確認書を申請なしで交付するように流れができないのかと思っていますが、いかがなものでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） ただいまの質問にお答えいたします。

資格確認書の有効期限5年が経過した後の資格確認書の取扱いについて、5年目までは申請不要で交付されますが、それ以降、町のほうで交付できるようにしたらいいのではないかという質問でございました。先ほどの町長の回答にもありましたとおり、5年を経過した後の資格確認書の取扱い、こちらはまだ未定ということしか申し上げられません。6年目以降、国の方針が決まりましたら、それに基づいて適切に事務を進めていきたいというふうに考えております。独自に交付ということですが、いわゆる公的な医療保険、町のほうでは国民健康保険と後期高齢者医療保険がございますが、国保に関しましては町のほうに現保険証、今後資格確認書になりますが、交付の権限が町にございます。しかしながら、後期高齢者医療保険の保険証に関しましては、保険者が県の広域連合ですので、そういう付帯権限につきましては、広域連合が今あるということです。再発行の手続は今でも町でできることになっておりますが、その辺もご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） マイナンバーカードというのは国では任意で取得しなさいというような話で、マイナンバーカードを作ったわけですけれども、今回、保険証とつなぐ、一本化するというようなことがあったんですが、何かカードを使うことによってメリットがあるのか、私はこの分はちょっと、これは国の政策ですから、町の担当課に聞いても回答は出ないと思うんですけれども、この狙いというのはどういうものだったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナ保険証の本当の狙いというところなんですが、実際、本当の目的というのが何かと言われますと、新聞等で取り上げられている内容ですか、あとはすみません、こういった、町のほうでもホームページに載せておるんですが、マイナ保険証を使うメリットというようなことで幾つか項目が載っております。ですので、メリットについてしか説明はできないんですけども、国の狙いとしましては大きく3つのメリットがあるというふうにうたっております。

1点目が、医療機関や薬局への情報共有ができることで、よりよい医療が受けられるということ。

もう1点が、医療従事者の負担が軽減されることです。現行の健康保険証の利用の際に

は、その内容を医療機関等の事務職員が手入力をしておりますが、マイナ保険証を利用することで、そういった過去の医療情報などデータの共有が可能になりますので、事務職員の負担が軽減されるということです。

3点目は、やはり本人確認の精度が上がるということで、顔写真の掲載、それから認証フローというものが今の保険証にはございませんが、マイナ保険証になると顔認証もしくは暗証番号による認証が必要になりますので、不正防止につながりやすいということがリーフレットにはメリットとして上がっているところです。

以上です。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　ただいまの最後の回答の中で、不正防止を防げるという話でした。保険証だと、他人の保険証を持ちながら医療機関にかかることも、川崎の場合は皆顔が分かるような状態ですのでなかなかないとは思うのですが、大きな市町村の場合はどうしてもほかの人の保険証を持って行って、本人に成り済ましながら医療機関で医療を受けるということがあるとよく聞いています。ただ、今お話をされたように、顔認証、マイナカードで受ける場合、他人のマイナカードでも受けようとしたとき、顔は多分、多少違ったりする場合があるから顔認証では難しいと思うんですが、暗証番号というのは相手から聞き出しながらそれを利用することもあるかと思うんです。そういう場合も、マイナカードだからといってそのまま本人に成り済ますこともあります。得ると思うんですが、実際、その辺の対策はどのように考えていますか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君）　マイナ保険証、先ほど、顔認証もしくは暗証番号の入力というお話をしたんですが、暗証番号を悪用すれば本人確認ができるんじゃないいかというご指摘だと思うんですが、マイナ保険証に限らずやはりいろいろな暗証番号を利用するものに関しては、やはり悪用されるおそれというはあることは否めないと私は思います。ですので、やはり暗証番号を他人に教えない、それから知られないようにするといった、本当に悪用されないようにできる基本的な対策、こういったものを徹底してもらうことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君）　よろしいですか。これで高橋義則君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時42分 散会

上記会議の経過は事務局長小原邦明が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
